

市町村税滞納ほく減  
月間2010

●全県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、3～5月を「市町村税滞納ほく減月間2010」として、栃木県との協働により、全県下一斉の徴収の強化に取り組みます。

●期限内に自主的な納付を

市では、市民の皆様へ自主的な納税を期待しています。しかし、納期限を過ぎても納付がない方には、督促状・催告書を送付しております。通知が届く前に、期限内での自主的な納税をお願いします。

●滞納を続ける

督促状や催告書が送られてきた後も納付がない場合は、市では財産の滞納処分(差押・公売など)をしないでほく減なくなりません。官公署・金融機関・保険会社等への調査や、勤務先への給与照会をし、滞納処分(差押)を行います。差押後も納付がない場合は、差押した財産の取立・公売を行い滞納していた税金に充てることとなります。

●納税が困難なときは早めに納税相談を

市税務課では、特別な事情(転職・退職等による収入減、病氣・怪我により働くことができない等)により納期限内に納付することができない場合には、納税相談をお受けします。

●相談・問い合わせ先

税務課収納グループ  
☎(40) 5554

大規模小売店舗立地法に  
基づく縦覧

栃木県に大規模小売店舗立地法による変更の届出が「株式会社たいらや」からありました。

新設又は変更の届出がなされた場合は、届出事項の概要、届出年月日、及び縦覧場所が県より公告されるとともに、届出の内容をご覧になりたい方は縦覧することができません。なお、同届出について、周辺の生活環境の保持という見地から意見を有する方は、公告の日から4か月以内に栃木県に意見書を提出することができます。

●店舗名称

たいらや自治医大店

●縦覧期間

5月19日まで(土・日・祝祭日を除く)

●縦覧時間

午前8時30分～午後5時30分

●縦覧場所・問い合わせ先

商工観光課(南河内庁舎)  
☎(48) 2112

●事務が権限移譲されます

自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づく許認可等の事務について、4月1日より次の事務の権限が県から市へ移譲されます。

歴史的、文化的遺産と一体となつて良好な緑地環境を形成している区域(0・5ha以上のもの)内において以下の行為を行うこと

- ・建築物等を新築、改築、増築
- ・宅地の造成、土地の開墾等
- ・鉱物の掘採や土砂を採取すること

・木竹の伐採に関すること  
※下野市では、国分寺跡周辺がこの区域に指定されています

●問い合わせ先

農政課農業振興グループ  
☎(48) 2143

広報しもつけ・市ホームページに広告を出してみませんか

下野市では、自主財源の確保と地域経済の活性化を図るため、広報しもつけ及び市ホームページへの有料広告掲載の募集をしています。また、4月から、よりご利用しやすい価格に変更しますので、この機会にぜひご利用ください!

種類	規格	回数	3月まで	4月から
広報しもつけ	下面通し 2色 (50mm×180mm)	1回	30,000円	20,000円
		3回連続	80,000円	50,000円
		6回連続	150,000円	90,000円
		12回連続	270,000円	170,000円
ホームページ	下面2分の1 2色 (50mm×88mm)	1回	15,000円	10,000円
		3回連続	40,000円	25,000円
		6回連続	75,000円	45,000円
		12回連続	135,000円	85,000円
ホームページ	縦50ピクセル、横150ピクセル、 8KB以内、GIF形式	1か月	20,000円	10,000円
		3か月連続	50,000円	25,000円
		6か月連続	95,000円	45,000円
		12か月連続	180,000円	85,000円

申し込み・問い合わせ先

総合政策室 ☎40-5550